

議案第 17 号

大野市生涯学習推進会議設置要綱の一部改正について

令和 2 年 2 月 28 日提出

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

提案理由

大野市生涯学習推進会議委員の任期、所掌事務、用語の改正及び大野市生涯学習推進本部設置要綱廃止に伴う改正をするため

庁中一般

各出先機関

大野市生涯学習推進会議設置要綱（平成2年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

大野市教育委員会

第3条を次のように改める。

（所掌事務）

第3条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）生涯学習の推進に関すること。
- （2）生涯学習関係団体との連絡・調整に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、生涯学習の推進に関し教育委員会が必要があると認める事項に関すること。

第4条第1項中「12人以内」を「、12人以内」に改め、同条第2項中「学校教育関係者」を「、学校教育関係者」に改める。

第5条第1項中「2年」を「、2年以内」に改める。

第7条第3項を削る。

第8条中「、会長」を「、教育委員会」に改める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。